

農地の荒廃・乱開発を防ぎ、優良農地を維持するために、農地パトロールを実施中！！

◎認定農業者にないませんか◎

◎認定農業者とは

平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法に基づき、『地域農業の将来を担う者』として市町村から認定された農業経営者および農業生産法人です。

◎認定農業者制度とは

認定農業者制度は、農業経営を安定させ、地域の農業構造を再編するのが目的です。

市町村が地域の実情に即して改善のための基本構想をまとめ、それに沿ったかたちで農業者が経営改善計画を作る必要があります。計画の中心となるのは規模拡大ですが、複合経営化、集約化も認定の対象とするのが特徴です。

認定農業者には税制上の優遇措置がとられるほか、長期低利融資であるスーパーL資金の貸付けなどの支援策が講じられます。

◎認定の対象者は

農業の経営に意欲的な人であれば、性別、専業、兼業の別等を問いません。

◎認定の手続きは

認定を受けようとする方は、将来を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、それをどのような方法で実現させていくのかをみすえて経営改善計画を作り、市町村の窓口に出します。

経営改善計画書の提出を受けた市町村は、基準に沿って計画の内容を審査し、適切な計画について認定します。

作成や問い合わせにあたっては、市農林課農政係(TEL551-0124)が対応いたします。

◎栗東市の認定農業者の現状

令和元年5月末現在、本市では、個人、法人併せて、25名の方が認定されております。

※当農業委員会では、7月23日(火)夜に認定農業者との懇談会を予定しています。

日頃、市、地域等の農業に関してどう考えておられるのか。また、どんな課題があるのか等、それぞれ意見交換を経て、市への意見内容に反映していくものです。

認定農業者の方、ご参加のほどよろしく申し上げます。

◇全国農業委員会会長大会◇

令和元年5月27日、東京の文京シビックホールにおいて全国農業委員会会長大会が開催され、武村会長が出席し、政策決議への意思の表明や先進地事例研修にて研鑽を深めました。

中でも農業委員会組織は、従来から地域に根ざした家族経営とその延長にある法人経営、集落営農を中心に、新規就農者と参入企業など多様な農業経営を育成・確保し、それらが共存、切磋琢磨して農業・農村の振興を図る必要があると主張してきましたが、今般の農地中間管理事業の5年後見直して、農業委員会組織が、



▲ 全国農業委員会会長大会の様子

従来以上の地域農業の牽引役として活動強化を求められます。

これらのことから会長大会において、政府・国会は「基本計画」の検討などにあたり、国家安全保障、国民生活の安寧及び食料・農業・農村政策の基本となる食料自給率・自給力の議論を丁寧に行い、具体的な施策推進を図るよう政策提案を決議しました。

大会終了後は、それぞれの地元の国会議員に政策提案を中心に農業振興について陳情しました。

★滋賀県女性農業者交流会に参加★

令和元年5月28日、県立男女共同参画センター（近江八幡市）にて「滋賀県女性農業者交流会」が開催されました。

県内の農業委員会や指導農業士会、生活研究グループといった組織の枠を超え、女性農業者のネットワークの構築、相互研鑽による資質向上等について話し合い、女性が地域農業・農村でさらに活躍することを目指しています。

栗東市からは、6名（女性農業委員2名、生活研究グループ4名）が参加しました。

前日本女子大学大学院客員教授の安部澄子氏が「女性が地域農業で輝くために」と題して講演をされました。

日本の農業経営の多くは「家族経営」であり、家族員である女性が抱える問題は、「単なる家庭内の問題」に置き換えられてしまいがちであることについて、女性の声が、家族や地域内に埋没しないように、公的機関や女性組織が、客観的な形で農村女性の問題を考えていくことが重要であるとのことでした。

加えて、スイスの視察研修の事例【CSA（Community Supported Agriculture の略称）】を紹介されました。CSAとは、「地域で支える農業」「地域支援型農業」等と訳され、地域住民が地元の農業の維持・発展や新規就農を支援するため、住民が会員となって作付け前に生産者に商品代金を前払いし、収穫時に農作物を受け取る仕組みで、食の生産と消費について、直接的なつながりを持たせることで、生産者とそれを支持する地域コミュニティとの間に強力なかかわりあいとパートナーシップを生み出させ地域経済を強くさせる目的を持っているとのことでした。

講演後には、多くの質疑があり活発な交流会となりました。



▲ 講師 安部澄子氏

◎ お知らせ ◎ 次期栗東市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員について

令和2年7月19日で今期の栗東市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了します。このことから、次期の改選についての準備をする必要があります。

改選に関する公募や説明会のスケジュール等については、決定次第改めて、お知らせいたします。

・農業委員会とは

「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に置かれる行政機関です。

農地転用の許可や無断転用の監視、農業の担い手の確保・育成などが主な活動となります。

農業者の代表である農業委員と農地利用最適化推進委員で構成します。

・農業委員とは

特別職の地方公務員です。

市町村に設置される農業委員会で、地域の農家の代表として活動します。

- (1) 農業委員会の専属的権限に属する所掌事務として、農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務を中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関する税制、農業者年金などにかかわる業務を行います。
- (2) 農業委員会の専属的権限に属しない事務として、専属的な業務（法令業務）ではありませんが、農業委員会が農業者の公的代表機関として農地の利用調整を中心に地域農業の振興を図っていくための業務を行います。
- (3) 関係
- (4)
- (5) 行政機関等に対する農業委員会の意見の提出を行います。「農地利用の最適化の推進に関する事務」に集中して取り組むことができるように、地域内の農業および農業者に関する事項について意見を公表したり、行政庁に意見を行う業務です。

・農地利用最適化推進委員とは

農業委員と連携し担当区域における農地利用の最適化を推進します。

農地利用の最適化とは

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進 の3点を言い、主に日常的な現場活動を担います。

その他、農地中間管理機構との連携、農業委員の要請による定例会出席、研修などがあります。

■ 農地を転用する場合には、農地法による手続きを！ ■

農地を転用する場合には、転用をする前に、農地法に基づく手続きが必要です。

農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、無断転用を防止し、法令遵守に努める必要があります。

《農地転用とは》

農地を住宅や工場等の建物敷地、太陽光発電施設、資材置場、駐車場、道路、水路、山林等「農地以外の用地」に転換することです。一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

◎ 「市街化調整区域」内の農地転用については、農地法に基づく申請をし、許可を得て下さい。

○ 「市街化区域内」の農地転用については、農地法に基づく届出をして下さい。

※農地転用の許可基準や手続き方法については、農業委員会(電話 551-0319)にご相談下さい。

なお、農業振興地域内での転用等、内容によっては、ご意向にそえない場合があります。

《 第22期栗東市農業委員会委員 ◆ 第1期栗東市農業委員会農地利用最適化推進委員 》

農地法に基づく申請・届出その他関係書類の

現地確認担当一覧

農地法に基づく申請や届出等の手続き書類の現地の判断や、農地等に関するご相談は、下記の担当が対応します。

(担当期間：平成29年7月20日～令和2年7月19日)

区域	担当集落名	職	担当	連絡先	副担当
金勝	山入・辻越	農業委員	山本 益造	077-558-1650	谷口彰
	蔵町・中村	農地利用最適化推進委員	谷口 彰	077-558-1661	山本
	井上・東坂・観音寺	農地利用最適化推進委員	竹村 明	077-558-1734	谷口敏
	上向・下向・川南	農業委員	谷口 敏彦	077-558-1839	竹村
	美之郷・浅柄野・雨丸	農業委員	中島 豊勝	077-558-0444	片岡
	片山・走井・成谷	農地利用最適化推進委員	片岡 兵藏	077-558-0093	中島
葉山	伊勢落・林	農業委員	武村 秀夫	077-552-3132	林悦
	六地藏	農業委員	林 悦子	077-552-3713	武村秀
	小野	農地利用最適化推進委員	小山 邦一	077-551-0710	中村
	手原・大橋	農業委員	中村 三男	077-552-1213	小山
	宅屋・中・出庭	農業委員	松村 勉	077-552-3807	武村一
	辻・小坂・今土	農地利用最適化推進委員	武村 一	077-552-0441	松村
治田	下戸山・目川	農業委員	佐野 守	077-552-3686	中井あ
	岡	農地利用最適化推進委員	木嶋 信雄	077-552-3913	佐野
	安養寺	農業委員	中井あけみ	077-552-0142	木嶋
	坊袋・川辺・上鉤	農業委員	林 久	077-552-4557	家城
	下鉤甲・下鉤乙・下鉤糠田井・小柿・小柿第1・新屋敷・中沢	農業委員	家城 繁雄	077-552-1588	林久
大宝	蜂屋・野尻・苅原	農業委員	林 正和	077-552-0051	中井栄
	縷第1・縷北・縷南	農業委員	中井 栄夫	077-552-0353	林正
	市川原・笠川・霊仙寺	農地利用最適化推進委員	杉田 聰司	077-552-4595	駒井
	小平井・北中小路・十里	農業委員	駒井 英祐	077-552-2978	杉田

☆総会日程☆

第24回栗東市農業委員会総会・・・令和元年7月10日(水)午前9時30分～ 場所:市役所庁舎4階 協議会室

第25回栗東市農業委員会総会・・・令和元年8月9日(金)午前9時30分～ 場所:市役所庁舎4階 協議会室

第26回栗東市農業委員会総会・・・令和元年9月10日(火)午前9時30分～ 場所:市役所庁舎2階 第1会議室

第22期栗東市農業委員会 会長：武村 秀夫 副会長：駒井 英祐
編集：栗東市農業委員会農政・広報部会 農政・広報部会長：林 久
農政・広報部会員：林 久 / 中村三男 / 中島豊勝 / 中井栄夫 / 中井あけみ / 家城繁雄
発行日：令和元年6月13日(木) 発行：栗東市農業委員会 TEL:077-551-0319 FAX:077-551-0148

農業者年金に加入しませんか？

○農業者年金の加入資格

農業者年金は、（ア）年間60日以上農業に従事する、（イ）国民年金の第1号被保険者（いわゆる国民年金加入者。保険料納付免除者を除く）で、（ウ）60歳未満の方であれば、経営部門の如何にかかわらず、誰でも加入することができます。また、農地の権利名義も条件になっていません。

したがって、農業経営者はもとより、自分名義の農地を持っていない農業者や配偶者、後継者など家族農業従事者の方も加入することができます。

○農業法人や集落営農の場合の農業者年金の加入

【農業法人】

農業者年金は、厚生年金の適用を受けない国民年金の第1号被保険者が加入対象となりますので、厚生年金の適用事業所となった農業法人の方は加入できません。

【集落営農組織】

- ① 法人化されていない集落営農組織に参加した農業者は、農業者年金に加入できます。
- ② 集落営農組織が従事分量配当制の農事組合法人になった場合には、その従業員となっても税法上給与支給に該当しないため、厚生年金の適用とならず、農業者年金に加入できます。

問合せ：栗東市農業委員会事務局（電話551-0319）

もしくは、JA栗東市総務課（電話552-0531）

全国農業新聞を購読しませんか！！

全国農業新聞は…

農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

（月4回金曜日発行 B3版10～14頁建 購読料：月700円[送料、税込み]）

申し込みは、栗東市農業委員会事務局（庁舎2階 電話077-551-0319）まで。
お支払いにつきましては、JAの口座引落が便利です。